

少しの気づきで取り除こう！ 社会的障壁（バリア）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、平成28年4月から施行されています。
この法律は、民間事業者や行政機関を対象に、障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」や、障害のある人が日常生活を送る中で「障壁」となるものを取り除く「合理的配慮の提供」などを定めています。

◎合理的配慮とは…

- ① 聴覚に障害のある方へ、筆談やイラストで案内する。
- ② 視覚に障害のある方へ、声による読み上げや点字を活用する。
- ③ 精神疾患のある方へ、必要な情報を簡潔に分かりやすい言葉で説明する。

◎山武圏域障害者差別解消支援地域協議会を設置

障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、平成29年4月から山武郡市3市3町共同で山武圏域障害者差別解消支援地域協議会が組織されました。

この協議会では、地域の実情に応じた差別解消のための取組事例を検討し、関係する機関などと連携を図ります。

☎ 福祉課障害福祉班 ☎ (84) 1257

★マンガでわかる障害者差別解消法

千葉県では、障害者差別解消法の内容や障害のある人への配慮の具体例を、4コママンガでストーリー化した啓発資料を作成しました。千葉県健康福祉部障害福祉課のホームページからダウンロードできます。

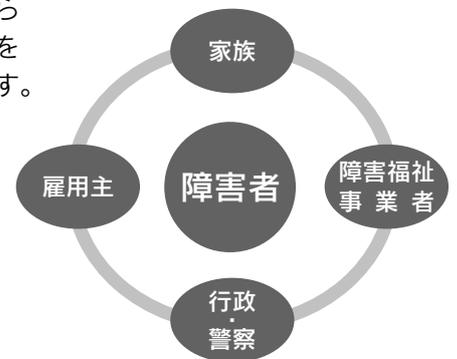
☎ 千葉県健康福祉部障害福祉課 ☎ 043(223)2935

知ろう! 防ごう! 障害者虐待

障害者虐待は、障害者に対する重大な権利侵害で、家庭や施設、職場など、どこでも起こりうる問題です。しかし、虐待を受けている障害者自身が被害を認識していないなど、被害を訴えられない場合もあります。問題が深刻化する前にいち早く発見し、適切な支援を行いながら、地域全体で障害のある人とその家族を支えていくことが大切です。

虐待に関する相談は、町障害者虐待防止センター窓口へご相談ください。相談者の秘密は守られます。

☎ 町障害者虐待防止センター(福祉課内) ☎ 84-1257
(受付)月～金曜日 ※祝休日を除く 午前8時30分～午後5時15分
時間外専用ダイヤル(中核地域生活支援センター「さんぶエリアネット」内)
☎ 080-2597-3637
※夜間、土・日曜日、祝休日、年末年始(12/29～1/3)



11月は児童虐待防止推進月間です 「いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声」

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや、ご自身の出産や子育てに悩んだときは、児童相談所や健康こども課へご連絡ください。子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。

◎子どものこんなサインを見落としていませんか？

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 不自然な傷や打撲のあと | ⑤ 落ち着きがなく、乱暴になる |
| ② 着衣や髪の毛がいつも汚れている | ⑥ 親を避けようとする |
| ③ 表情が乏しい | ⑦ 夜遅くまで一人で遊んでいる |
| ④ おどおどしている | |

◎子どもを虐待から守るための5箇条

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ① おかしいと思ったら迷わず連絡(通告) | ④ 親の立場より子どもの立場 |
| ② しつけのつもりは言い訳 | ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる |
| ③ 一人で悩みを抱え込まない | |

☎ 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189(イチハヤク) 東上総児童相談所 ☎ 0475-27-1733
健康こども課こども班 ☎ 82-3400

